

(自, 公, 維, 無)

ICT環境の整備・充実と利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進
を求める意見書(案)

都市住民の農山漁村への定住願望が大きく上昇しており、政府機関の調査では、東京在住者の40.7パーセントが、地方への移住を「検討している」又は「今後検討したい」と回答している一方で、「仕事がない」、「子育て環境が不十分」、「生活施設が少ない」、「交通手段が不便」、「医療機関が少ない」など、多くの問題点も存在している。

京都市も北部中山間地域において、同様の課題を抱えているが、その問題点を解決し、「中山間地域への人の流れをつくる」には、中山間地域にあっても同様に働き、学び、安心して暮らせる環境を確保する大きな可能性を持つICT(情報通信技術)の利活用が不可欠である。また、ICT環境の充実によって、地域産業の生産性向上やイノベーションの創出による地域の活性化を図ることも可能となる。

そこで、企業や雇用の中山間地域への流れを促進し、地域創生を実現するため、どこにいてもいつもと同じ仕事ができる「ふるさとテレワーク」の一層の促進につながる、超高速インターネット環境の整備が必要である。

よって国におかれては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 中山間地域のICT環境の充実には、超高速インターネット環境の整備が不可欠であることから、活用可能な補助金や交付金を拡充し、インターネット環境の整備促進を図ること。
- 2 平成27年度からスタートしたテレワーク関連の税制優遇措置の周知徹底を図るとともに、制度を一層充実させ、拠点整備や雇用促進につながる施策を行うこと。
- 3 テレワークを活用して新たなワークスタイルを実現した企業を顕彰するとともに、セミナーの開催など、テレワークの普及啓発策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。